

市議会だより



■発行/鈴鹿市議会 ■編集/鈴鹿市議会広報広聴委員会

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号 TEL.059-382-7600 <http://www.city.suzuka.lg.jp/gikai>

みなさんのご意見を募集します。

鈴鹿市議会では、「鈴鹿市議会基本条例(案)」について、
広く市民のみなさんからご意見を募集します。(パブリックコメント)

◆ 条例制定の趣旨

地方分権時代の到来により、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日では、二元代表制の一翼を担う議会が、その議事機関としての機能をこれまで以上に発揮することが求められています。そこで、この議会基本条例は、議会と議員の活動原則等を定めることで、議会活動を支える体制の整備等を推進し、これによって幸せな市民の暮らしと市政の発展が実現されることを目的として制定するものです。

◆ 意見募集期間

3月21日(水曜日)から4月20日(金曜日)必着分まで

◆ お知らせ方法

- ①鈴鹿市議会だより第170号(3月20日発行)紙面(本紙)
- ②鈴鹿市議会ホームページ(<http://www.city.suzuka.lg.jp/gikai>)
- ③窓口での閲覧 鈴鹿市議会事務局 議事課(市役所本館14階)
※紙媒体での閲覧になります。

◆ 閲覧資料

鈴鹿市議会基本条例(案)・解説(案)付き(本紙2ページ以降に掲載)

◆ 意見を募集する対象の方(原則として)

- ①市内に在住、在勤または在学している人
- ②市内に事務所、事業所を有する人、または法人(団体も含む)

◆ 意見の提出方法

住所、氏名、電話番号、意見などを記入の上、下記の①～④いずれかの方法で鈴鹿市議会事務局 議事課へご提出ください。なお、恐れ入りますが、電話、口頭でのご意見はお受けしませんので、ご了承ください。

- ①直接、鈴鹿市議会事務局 議事課窓口(市役所本館14階)へ
- ②郵送 〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18-18 鈴鹿市議会事務局 議事課あて
- ③ファクシミリ Fax059-382-4876 ※「議会基本条例(案)について」とご記入ください。
- ④電子メール 鈴鹿市議会事務局 議事課 giji@city.suzuka.lg.jp

◆ 提出様式

書式は自由ですが、鈴鹿市議会ホームページでは「意見提出用紙」をダウンロードすることができます。また議事課窓口(市役所本館14階)に用紙が備え付けてありますので、ご利用ください。

◆ 意見などの取扱い

お寄せいただいた意見については、議会改革特別委員会等の場で協議検討し、条例案の取りまとめの参考とさせていただきます。また、お寄せいただいた意見は、個人が特定できないように類型化してまとめ、回答とともに鈴鹿市議会ホームページと議会事務局 議事課の窓口で公表します。(いただいたご意見が、そのままの表現で公表される可能性がありますのでご了承願います)なお、個別には回答いたしませんのでご了承ください。※収集した個人情報は、目的以外には使用しません。